

平成30年2月定例教育委員会会議録

○日 時 平成30年2月15日(木) 午後3時～4時28分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 加藤 忍
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)
2番 佐竹 美津子
3番 毛呂 光一
4番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	石 塚 健	管理課長	本 間 明
学区再編対策室長	佐 藤 嘉 男	学校教育課長	尾 形 圭一郎
学校教育課指導主幹	山 口 幸 一	社会教育課長	鈴 木 晃
社会教育課文化主幹	佐 藤 尚 子	中央公民館長	前 森 淳 子
スポーツ課スポーツ振興主査	阿 部 三 成	図書館長	松 浦 幸 子
学校給食センター所長	太 田 功		

出席事務局職員氏名 管理課庶務係長 石川聡

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
 - 日程第1 議第4号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出について
(非公開)
 - 日程第2 議第5号 平成30年度教育委員会基本方針について
 - 日程第3 議第6号 鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について
5. 報告事項
 - (1) 学校統合実施計画について
 - (2) 鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について
 - (3) その他
6. 閉会

開 会 (午後 3 時)

教育長 　　ただ今から 2 月の定例教育委員会を開会する。最初に市民憲章唱和を行う。

　　(学校給食センター所長が先唱し、市民憲章唱和)

教育長 　　会議録署名委員は、3 番委員に願います。

　　本日の議事について、議第 4 号は議会に上程される前の議題のため、非公開とすることにご異議ないか。

教育委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしと認め、議第 4 号は非公開とさせていただきます。

　　(会議録は別記録とする)

教育長 　　次に、日程第 2 議第 5 号平成 30 年度教育委員会基本方針について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 　　議第 5 号平成 30 年度の教育委員会基本方針について、ご説明申し上げます。

　　来年度の基本方針については、10 月の本会議において事務局としての原案をご提示し、最終案の取りまとめを進めて参ったが、今月初めに来年度予算の最終内示があったことから、それを加味して今回正式に最終的な案を提案させていただくものである。

　　結論から申し上げますと、前回のご提示以降、変更があった箇所はなく、内容的には同じものであることから、今回改めての説明は割愛させていただきたい。

教育長 　　ただいまの議第 5 号について、質問、意見等はないか。

1 番委員

　　屋内多目的運動施設について、教育委員会としても大分前から要望していて、ようやくついたということで喜んでいるが、12 月議会では、箱物をまた作るのかという反対意見もあった。それに対して、スポーツ課ではどのように考えているのか。この大きさだと小真木と連動して東北大会以上のものとか、そういう大会を引っ張ってくるには器として小さいと思っ

教育部長

　　屋内多目的施設については、今回土地の取得があるので、これが通ることを前提として、それを止めることはないと思われるが、本来であれば屋内多目の部分については、来年度のこちらの考えでは、設計費も計上する予定にしていた。それについて地質調査費に留まったというのは、委員がおっしゃったようにどういうものにするのかということをもっとよく聞いて、設計にあたるようにということで、来年度は市民の声や意見を聞くことを徹底してやることとなった。その分、設計につい

ては、先送りになっている。

財源として心配していた合併特例債の使用期限については、総務省で5カ年さらに延長するということであったので、そちらは大丈夫かなと考えている。影響として、完成は遅れるが、いけると考えている。規模についても、先週、競技団体に集まっていたき、具体的などころもお聞きした。その中で具体的に出たのが、大会用の会場として使う施設を作るのか、冬場の練習場として考えるのかをはっきりさせてから、もう一度改めて検討していこうということであった。そういう面をこれから改めて検討していきたいと思っている。

2番委員

3ページ(4)③に「見守り隊への支援」について、子ども達が帰ってくる頃になると、あちこちに町内の方々が見守り隊としてワッペン等を着けて立っているが、見守り隊への支援とは具体的にどのようなことをしているのか。

学校教育課長

直接、具体的な支援としては、おっしゃられたようなベストの支給である。各学校から必要数を聞き、学校を通してお渡ししている。

教育長

他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとして議第5号は可決された。

次に、日程第3議第6号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長

議第6号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の改正については、櫛引公民館並びに温海公民館が廃止され、生涯学習センターに移行することに伴う改正である。

なお、温海公民館については、平成28年4月1日に廃止となったが、その際規則の改正を行っていなかったため、櫛引公民館が平成30年4月1日をもって廃止されるのに合わせて改正するものである。

(別紙により説明がなされた)

教育長

ただいまの議第6号について、質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

教育長

異議なしとして議第6号は可決された。予定された議事は以上である。

次に報告事項に入る。学校統合実施計画について、事務局より説明をお願いします。

学区再編対策
室長

昨年度から進めていた2期計画、3つの統合計画実施計画がまとまったので、ご報告をさせていただきます。委員の皆様には、それぞれの統合準備委

員会で集約した資料をつけているが、説明はその上にある概要のまとめを使って進めさせていただく。校名、校歌、校章については、昨年度に中間のご説明もしているが、それぞれ京田小学校、藤島小学校、また羽黒第一、羽黒第二小学校については羽黒小学校となる。校歌については、京田小学校の現在の校歌、藤島小学校の現在の校歌、羽黒小学校は羽黒第二小学校の現在の校歌となる。校章については、京田小学校については現在の栄小学校の校章を校章とすることになった。藤島小学校については現在の藤島小学校の校章、羽黒小学校については新たに作成した。こちらについては、統合準備委員会で選定について議論した時に、現在の羽黒第一小学校、羽黒第二小学校の校章のイメージを大事にしながらという条件付きで、羽黒第一地区、手向地区出身で、山形大学の准教授の齋藤学先生にデザインをお願いして、一旦いただいたデザインについて委員の皆さんの意見を加味して、再度検討していただいた結果、このような校章になった。三角形はもともとの両校の校章に共通していた形で、最終的に3つにまとめたコンセプトとしては、三角形が出羽三山のイメージで、升のようところが、杉の木をイメージしている。二重の円が2校の統合、羽黒の表記については、統合準備委員会での意向をもとに、「羽」という字と「羽黒」という字でいろいろ議論になったが、最終的に「羽黒」と入れることになったものである。カラーについては、それぞれの校歌に出てくる色で、緑、白、青という言葉を活かしている。その他主なものは、運動着については、それぞれ現在の規格のものが基本となるが、京田小学校については、もともとえんじ色をベースにした運動着であったが、新しいものになる。地区運動会は、それぞれ学校と地区が一緒になって開催しているが、京田地区、栄地区については、それぞれの地区が同日に開催する。これまでは1週間ほどずれていたが、これからは学校との関係が密接になるので、同日に開催することになる。藤島小学校についても、今までも藤島小学校の中に、自治会単位は、八栄島、藤島の2地区があったが、今度は、長沼も含めた3地区の同日開催となる。羽黒については、先に統合した羽黒第三小、羽黒第四小もそうだが、この統合をきっかけに運動会も一緒に行うという決断がなされた。スクールバスについては、栄地区の子ども達は、2台のマイクロバス2コースでの登下校となる。藤島、長沼地区の子ども達については、中型バス1台での登下校となる。羽黒第一、手向地区の子ども達は、マイクロバス2コースでの登下校となる。PTAについては、それぞれ現在の京田小学校、藤島小学校、羽黒第二小学校の規約をベースにこれから新たに加わっていくことになる。同窓会については、京田、栄については、栄小学校にこれまで同窓会が無かったため、スタートにあたっては、これ

から卒業していく子ども達は、新しい京田小学校の同窓会に入会することを基本にしながら、栄地区の子どものいない家庭については、これから栄地区で時間をかけて検討していくことになる。藤島小学校については、今まで長沼小学校の校友会があったが、これらを解散し、新たに長沼地区の皆さん全戸が、藤島小学校の校友会に加入する形になる。羽黒については、統合後も羽黒第一小学校の同窓会の大東会は存続することとなっている。地区のふるさと会的な非常に大きな役割を持ち、関東などでも活動していることから、そちらも継続しながら新たな卒業生から、新しい羽黒小学校の同窓会泉学園に加入していくことになる。

学童保育については、京田小、栄小は、統合を機に栄の学童保育を終了し、京田地区の学童保育に入れていただくことになる。

今後、複式学級については、来年度も東栄小学校と鼠ヶ関小学校に編成されることになるが、両校とも平成33年、34年に一旦解消される見込みとなっている。ただし、全体的な減少は続くため、平成33年以降も、鼠ヶ関小学校であるとか、黄金小学校、渡前小学校に複式学級が編成される見込みである。従って、一旦、今年度をもって学区再編対策室、学区再編計画は終了するが、状況をみながら、再度の計画検討時期が来ると考えている。

なお、統合後の業務として、統合後に行っているアンケートや、その後の懇談会などのアフターフォローについては、学校教育課で引き継いでいただく。閉校施設の今後の管理、跡地の利活用については、管理課の方で今後担当していく。

教育長

この件について、質問はないか。

3番委員

統合後の跡地利用等は管理課と言っていたが、以前聞いた話では、統合が終わったら契約管財課に行くので、それ以降は、教育委員会では何もできないと聞いたことがある。現在統合されて無くなった学校の跡地は、管理課で今後ずっと管理していくのか。

学区再編対策
室長

地域の意向を聞きながら、閉校跡地の検討をしていくわけだが、方向性が決まるまでは、管理課で管理をする。尚、ほとんどの地区で閉校後も、体育館とグラウンドを使いたいということで、無償貸与として、使う方々に掃除等をお願いしている。

管理課では、電気、水道や修繕という部分で引き続き管理しているが、コミュニティセンターとか地域活動センター等への移行の方向性が示された半分近くについては、主管課が管理している。

3番委員

先程の話に戻るが、体育館の維持に予算がついているのは、結局そういうことについているのか。

学区再編対策室長　　そういうことである。校名までは触れていないが、それぞれの電気料等が入っている。

3番委員　　教育委員会の管理下にあるということか。

教育長　　他に移らなければ、ということである。

3番委員　　先程の予算のところ、6ページに福栄体育館の記載があるが、これのことか。

スポーツ課　　こちらの福栄体育館は、旧福栄中学校の体育館のことで、当時、温海町スポーツ振興主査時代に温海町の教育委員会で管理していた経緯があり、合併後、社会体育が引き継がれた関係でスポーツ課管理となっている。

教育長　　今はすでに解体されているが、旧大山中体育館も合わせてスポーツ課で管理していた。先ほど佐藤主幹からも申し上げたとおり、福栄体育館の光熱水費、修繕料等、維持管理はスポーツ課で担当している。

学区再編対策室長　　栄小が実験ラボになったときは、政策企画に移るということか。

教育長　　今回、そういった予算が提出されるものと思われる。

2番委員　　今回で一区切りついたと思うが、朝日大泉小学校からスタートした統合後について、その跡地利用は、どのようになされているのか。

学区再編対策室長　　朝日大泉小は、しっかりした建物であるが、その後に具体的な方向は出ていない。地域と年数回の会合の中で話し合いをしている。間もなく、そのことを含めた地域の検討会が開かれる。

教育長　　体育館は使われているのか。

学区再編対策室長　　体育館、グラウンドは地域が、地元の人達の活用の世話をしているが、将来的な方向性までは至っていない。

大網小学校は、コミュニティセンターの活用。名前は地域振興課の補助の関係もあり、小さな拠点整備ということでそういった位置づけであるが、実質的には朝日東部地区のコミュニティの拠点施設として使うため、来年度、設計、工事に入る。

福栄小については、先ほど説明があつたが、旧中学校の体育館を地域の方々が社会体育事業で使っているため、小学校は貸借契約をせず、全く閉鎖状態で、管理課で管理している。継続して、地域の方々と活用方法を検討している。市の内部でも農政の方で、試験的に使ってみようという意見が出てきたところである。

山戸小学校の建物もまだ方向性が見えていない。

五十川小学校は、半分を温海福祉会で福祉施設として使用している。

小堅小学校については、全体としては決まっていないが、プールの形状を利用して、石巻専修大学で、サクラマスの養殖実験に使っている。3年間での実現を目指す事業となっている。プールのへこみを利用し、生け簀を作って、小さく区切って行っている。

由良小学校も先がまだ見えていない。地域のコミュニティセンター等、いろいろな施設が充実していることもあって、地域でもなかなか新しいことはできないので、継続して検討している。

加茂小学校は、一時はコミュニティセンターとしての活用の議論もあったが、現在のところコミュニティセンターは、今の所を改修する方向で、地域としては、ヨット教室や水泳教室なども含めて海洋教育の方向で検討し、来年度の秋までには、集落の意向をまとめて提出していただくことになっている。

湯田川小学校は、解体している。

田川小学校は、今年度改修工事をして、4月からコミュニティセンターとしてスタートする。

栄小学校は、平成30年度に改修する。慶応の研究支援センターの研修室や事務室として貸している施設の申込みが、非常に多いということで、その別館という扱いで改修する計画が、これから議会にあがっていく予定である。

長沼小学校も地域活動センター、コミュニティセンターが狭くて古くなっていることもあり、地域の要望として、学校を活かして学校での賑わいをつくりたいということで、市の方に地域活動センターとして活用し、自分たちが指定管理者になるという要望が来ている。

羽黒四小も同じく地域活動センター、コミュニティセンターの活用として、設計が進んでおり、平成30年度には改修工事をして、その年度中に引っ越しをする計画になっている。

羽黒一小はまだ見えていない。これから検討委員会を立ち上げるということである。

教育長

この件について、他に質問はないか。次に、鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について事務局より説明をお願いします。

社会教育課文化主幹

市議会3月定例会に市長が提出する案件として、鶴岡市文化会館設置及び管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、鶴岡市文化会館の指定管理者制度導入の時期に関わる改正である。文化会館の管理運営の方向性については、鶴岡市文化会館利活用会議において、年度内に一定の結論を得ることとし、第一回会議を平成30年1月11日に開催した。その中で、指定管理者制度導入の時期に

については、利活用会議として管理運営の土台ができるまで当面は、直営で運営を行っていくことが望ましいとの結論を得たところである。その結論を踏まえ、当初予定していた来年度からの指定管理者制度の導入について、当面、直営で運営ができるように条例改正を提案するものである。

(別紙により説明がなされた)

教育長

この件について、質問はないか。その他、報告事項はないか。

図書館長

図書館では、今月5日の月曜日から昨日まで特別図書整理期間として、閉館させていただいており、本日から開館させていただいた。期間中、利用者の方にはご迷惑をかけておったが、本日私が図書館を出てくるまでの間に、約400名の方が入館され、貸出冊数は、1,400冊を超えている。夕方までには、夏休み期間中ほどの人数の方がお出でになり、貸出できることになると思う。システムの機械更新も同時に行い、子ども読書活動推進計画の中でうたっている団体貸出の利用促進のために今まで機材室として使っていた部屋を入れ替えて、団体貸出用の図書を収納するスペースとして、団体貸出利用の利便を図ったところである。

教育長

この件について、質問はないか。

1番委員

部長にお伺いしたいが、総合教育会議はいつ開かれるのか。法律で、少なくとも年に1回は開かなければならない会議のはずである。12月19日に開く予定で、当初はシナリオなしでやりたいという市長の要望だったが、急きょ中止となり、今回あがってくるものだと思っていたが、出てこなかった。3月の教育委員会にいつ頃やるというのが出てくるとなると、今年度は無しという形になるのではないかと危惧している。

総合教育会議は、本来的には市長部局でやるものであるが、最初に行われたときは、市長部局から教育委員会に事務局をセッティングするように言われてやってきたと思っている。教育委員とは何なのかを考えた場合、教育長が市の特別職になって教育委員会制度が変わった段階で、この場を市議会の場に例えると、教育委員は市議会議員であり、皆さんが答弁に立つ事務局側となるはずである。

総合教育会議は、法的に開かなければならない会議だと理解している。酒田市では、毎回、会議の場をうまく使って、一昨年場合は、学校教育支援員を増やすことをその場で要望しマスコミに取り上げられ、鶴岡と同じくらいのレベルまで支援が増えた。去年の場合だと中高一貫校に対するいろいろな質問を述べて、マスコミに取り上げられた。鶴岡の場合は、開いても波風が立たないというか、無風状態の状況となっている。今年度は、総合教育会議を開かないつもりなのか。

教育部長

総合教育会議については、おっしゃるように市長が主宰し、招集する

会議である。当初、前榎本市長の際に、その時点で市長日程をとらなくてはならないということで、昨年12月に設定しておったところであるが、市長が交代されて今の新市長に確認したところ、自分としてはその時期にやる意思はないとのことであった。予定として、スケジュールは取っていたのだが、決定までに至らなかったのも、今段階に至っても招集はされていない。

私どもが市職員として補助執行という形で事務局を担っているが、教育委員会が、その下部組織としてという形のものではなく、あくまでも市長直属の部下としての事務局としての扱いであり、本来であればやはり市長の意向を確認してという所もある。その面では、今段階に至って市長の方からいつ招集、開催するという確認がとれていない状況である。

なお、年1回招集しなくてはならないという法律上の規定があったかどうかについては、確認をさせていただきたいが、現段階ではそういう状況であるので、改めて市長の意向も確認しながら、決まり次第招集についてお示ししたい。

1 番委員

なぜそのようなことを言うかということ、先ほどの予算の時から質問しているが、市長が教育に対してどのようなことを考えているか、また、制度が変わり、前の教育委員会は市長部局から形式的に独立していたが、今回、制度が変わって、教育長が特別職になってからは、市長の一部局的な色彩が非常に強くなっている。そうやって考えた時に、予算や鶴岡の教育をこのようにしたいという意見を一番先に市長が聞かなければならないのは、教育委員であるべきだと私は思う。

教育部長

教育委員会の権限については、法律改正に基づき教育長が特別職になっても、教育委員会が市長部局から独立した執行機関という位置づけは変わっておらず、今まで通りである。一方、市長部局の予算の調整権も前と同じく、教育委員会には無くて市長にあるという位置づけは、全く変わっていない。総合教育会議の位置づけについては、市長と教育委員会が方向性をすり合わせるというか、確認する意味合いでの会議になり、その中で大綱等も作っていただいたが、特に市長の方での教育委員会への縛りというか権限は発生しないし、あくまでも意見の調整会議の場である。教育委員会としての独立した執行機関という位置づけは変わっていないので、そこは今までどおりでよろしいかと思う。

管理課長

総合教育会議の開催の回数とか、年度内に最低限1回というのは、法律の文言には明記されていなかったと記憶している。あくまでも市長が必要と認めた時に、市長が招集するものである。

教育長

この件について、質問はないか。その他、報告事項はないか。

学校教育課長 先週の9日であるが、金曜日に中高一貫教育シンポジウムを開催した。中央公民館の座席数からすれば、半分以上は埋めたかったが、参加者は130名程であった。市の公報等にも全戸配布で配らせていただき、努力したものの、十分な数とは言えなかったと認識しているが、こちらで目的としていた、改めての説明の機会とするということについては、その目的を達成することができたと思っているし、様々なご意見を伺うということについても、肯定的な意見、否定的な意見様々出ていたので、それについてもある程度目的を達成できたと思う。

ただ、課題として、様々な世代の方からのお声を聴きたいといった点については、特に30代の方で実際にこれからお子さんが就学する方や中学校、高校に該当する方の参加が少なかったことから、それらの点についても課題として、今後もその方々の声を聴き、伝える努力をしていかなければならないと認識している。

教育長 この件について、質問はないか。その他、報告事項はないか。ないようなので、これをもって2月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 （午後4時28分）